

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜいまさら特別徴収をしないといけないのですか。従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。
(地方税法321条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。)

Q 2 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。これを行うことで何かメリットはあるのですか。

A 個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は、給与支払報告書に基づいて市町で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町に納めていただくことになります。なお、特別徴収をすると、従業員が金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの納税額が少なくて済みます。

Q 3 パートやアルバイトからも特別徴収をしなければなりませんか。

A 原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

ただし、次の理由に該当する場合は、普通徴収とすることができますので、お申し出ください。

- a. 退職者・退職予定者（令和5年1月から5月末日まで）
- b. 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
- c. 給与が少なく税額が引けない
- d. 他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者
- e. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- f. 受給総人員（上記 a～e の該当者を除いた合計）が2名以下の事業所

Q 4 毎月、市町村に市県民税を納入するのは面倒なのですが、他に方法はありますか。

A 給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所につきましては、市長の承認を受けた場合に限り納期の特例を受けることができます。納期の特例とは、毎月徴収した特別徴収税額を6月から11月分については12月10日までに、12月から翌年5月分については、翌年6月10日までに納入していただくことになります。（特例の適用申請については、変更の申し出がない限り毎年自動更新されます。）

Q 5 途中で転職・退職・休職のため、特別徴収が不可能となった場合は、どのようにしたらよろしいですか。

A 「特別徴収者に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、速やかに市民税課あてに送付してください。

この届出書が提出されなかったり、遅れたりしますと、特別徴収義務者において納入された金額と、当市において納入していただく予定の税額が一致しなくなります。そのために督促その他の滞納処分を受けることがあります。また、異動された方に対しましても、後で大変迷惑をかけることとなりますので、給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに必ず提出をお願いします。